

長崎県立佐世保中央高等学校定時制夜間部 いじめ防止基本方針

- 【目指す生徒像】 ●命や人権を尊重し豊かな心を持つ生徒。 (誠実)
 ●自立して共に生きる生徒。 (自律)
 ●互いに認め合い、支え合い、助け合う生徒。 (協力)

【いじめ対策委員会】

【保護者との連携】 外部委員	校 内 委 員	【関係機関との連携】 外部委員
P T A 会長・副会長 P T A 評議員 E T A 会長・副会長	常任 校長・教頭・カウンセラー主任 教務主任・生徒指導主事・保健主 事・各学年主任・養護教諭 非常任 該当学級担任 (部活動顧問)	スクールカウンセラー 学校評議員・学校医 県教育センター、若者サポート センターなど相談機関

※外部委員、非常任委員は状況に応じて参加する。具体的事例への対応では臨機応変に委員を加える。

【いじめ防止】～いじめを生まない土壌づくり～ いじめを「しない」「ゆるさない」「受けない」態度の育成

- 校長を中心に全教職員の一致協力体制の確立。教職員研修による対応力の向上
- 人権意識と生命尊重の態度育成 (「いじめ根絶集会」「人権教育」「相談部だより」等による)
- 道徳教育の充実 (「長崎っ子の心を見つめる教育週間」や「人生の達人セミナー」等による)
- 規律ある授業環境と分かりやすい授業づくりの推進 (いじめ加害の背景となるストレス軽減)
- 家庭・地域社会、関係機関との連携強化。

【早期発見】～生徒の変化を敏感に察知～

- 教職員による観察や情報交換
- 定期的なアンケート調査や定期的な教育相談
- スクールカウンセラーの活用を図る。
- 気軽に相談できる雰囲気づくり
- 相談機関の広報

【いじめに対する措置】

- 初期対応～いじめの発見や相談を受けた時の対応
 - ・けんかやふざけ合いであっても背景の事情調査を行い、いじめに該当するか否かを判断する。
 - ・いじめを知らせた生徒の安全を確保する。
 - ・いじめに関する事象が把握された場合、速やかに管理職に報告する。
 - ・正確で迅速な事実関係の把握と記録を行う。保護者等と協力して対応する。
- 組織的な対応～「いじめ対策委員会」へ報告し情報を共有し、組織的に対応する。
 - ・全職員挙げていじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに努める。
 - ・生徒指導部と担任団による注意・指導で解決できない事象の場合は、臨時の委員会を招集する。
 - ・臨時委員会は、聴取および生徒・保護者の対応を行い、記録し、対応方針の確認を行う。
 - ・教育委員会など関係諸機関への報告を行う。必要に応じて、警察などの諸機関に連絡する。
 - ・いじめ解消は、加害被害双方の状況を把握し、再発可能性などを総合的に判断して決定する。
- いじめられた生徒や保護者への支援
 - ・いじめられている生徒の心のケアやいじめから守り通すための対応を行う。
 - ・情報を迅速に保護者に伝え情報を共有する。いじめられた生徒に寄り添い支える。
 - ・配慮が必要な生徒や外国人または帰国した生徒へは学校全体で注意深く見守り必要な支援を行う。
- いじめた生徒への指導又はその保護者への助言
 - ・組織的にいじめの再発防止をする。状況に応じて、必要な反省や謝罪をさせる。
 - ・状況に応じて特別指導を行い、警察等と連携して、加害生徒の保護者に継続的な助言を行う。
- 集団への働きかけ
 - ・『傍観者』の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現われ、相談する勇気を持つよう指導する。

